

# 農地法第4条・5条の規定による許可申請書に必要な書類(市街化調整区域)

令和4年4月現在

## 1. 申請書の提出部数は3部

## 2. 添付書類

1	土地登記事項証明書（全部事項証明書） （登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合，住民票又は戸籍の附票等）		原本 1 コピー1
	抵当権（根抵当権を含む），仮登記，地役権等が設定されている場合は，抹消又は承諾書		原本 1 コピー1
2	公図写し（申請地及び隣接土地の所有者，登記地目を記入） （公図がない場合は，地形図又は現況実測図）		2
3	位置図（10，000分の1～50，000分の1程度） 及び付近状況図500分の1～2，000分の1程度（住宅地図等）		2
4	建物その他の施設等配置図（土地利用計画図，住宅の場合は求積図も） （取水位置，排水経路，建築年月日，縮尺，面積，距離を明記）		2
5	取水系統図（取水を伴う場合 施設等配置図へ併記，別図も可，縮尺を明記）		2
6	排水系統図（排水（汚水・雑排水）を伴う場合， 施設配置図へ併記，別図も可，縮尺を明記）		2
7	雨水系統図（施設等配置図へ併記，別図も可，縮尺を明記）		2
8	被害防除計画書（近接農地への影響，日照，通風，耕作等，土砂の流出，崩壊， 粉塵等の飛散があると考えられる場合，施設配置図へ併記，別図も可）		2
9	法人が権利取得者の場合， 右記のいずれか1つ	法人登記事項証明書 定款または寄付行為の写し	1，コピー1
			2
10	必要な資力及び信用があることを証する書面（全ての案件に対して必要） （残高証明書，融資証明書，関係機関に了した書面又は手続き中を証する書面等）		2
11	土地改良区意見書または事由書（申請にかかる土地が土地改良区内にある場合） （鈴鹿川沿岸土地改良区，三重用水土地改良区など）		2
12	事業計画書（指定の様式，住宅以外は必要）		原本 1 コピー1
13	一時転用の 場合	農地への復元を明らかにした書面	原本 1 コピー1
14	道水路の払い下げ及び，占用の申請書の写し又は許可書等		2
15	補助金等の交付申請書の写し		2
16	始末書（顛末書）		原本 1 コピー1
17	早期転用理由書		原本 1 コピー1
18	委任状（代理申請の場合）		原本 1 コピー1
19	その他法令等によって許認可が必要なものは，その写し		2
20	その他参考となる書類		2
21	太陽光事業について の申請の場合	経済産業省からの発電事業認定についての通知 所管する電力会社との間で電力需給契約の見込みがあることを証する書面	2
			2

**（留意事項）** ・ 必要に応じて「排水に関する協議報告書」を添付する。

- ・ 位置図・公図写・土地利用計画図には，申請地を赤，一体利用地を緑で明示する。
- ・ 遺跡に含まれる場合は届出が必要です。（庁舎9F 文化財課 ☎059-382-9031）